

早期退職者の募集及び認定結果の公表

令和8年4月10日

岩国市水道事業管理者
水道局長 竹嶋 勇

岩国市水道局に勤務する企業職員の退職手当に関する規程（平成18年規程第37号。以下「規程」という。）第13条第17項の規定に基づき、令和7年度に実施した早期退職希望者の募集及び認定について、募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表する。

1 募集実施要項

別添のとおり

実際の募集の期間	退職すべき期日	規程第13条第11項に規定する方法の有無
令和7年10月1日から 令和7年10月31日まで	令和8年3月31日	無

2 認定を受けた応募者の数

2人

令和7年度定年前早期退職希望者募集実施要項

1 募集区別

岩国市水道局に勤務する企業職員の退職手当に関する規程（以下「規程」という。）第13条第1項第1号による募集（職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、60歳から15年（※1）を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集）

※1 規程改正により定年から減ずる年数が15年から20年に変更されたが、経過措置により当分の間、「20年」を「15年」とする（岩国市水道局に勤務する企業職員の退職手当に関する規程附則第14項）こととなっている。

2 退職すべき期日

令和8年3月31日

3 募集する人数

1名程度

4 募集の期間

令和7年10月1日から令和7年10月31日まで

5 募集の対象となる職員の範囲

令和8年3月31日時点で、1に記載した年齢から15年を減じた年齢以上である職員（定年が60歳の場合は、45歳以上である職員）

6 応募手続

「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第1号）」を総務課長に提出すること。

7 応募した職員への認定通知の予定時期

令和7年11月末頃

8 その他

- (1) 規程第13条第9項の規定により応募の取下げを行うことができます。
- (2) 規程第13条第9項各号に掲げる職員は応募することはできません。
- (3) 規程第13条第11項の規定により認定をしない旨の決定をする場合があります。
- (4) 詳細については、規程等を参照してください。

9 問い合わせ

総務課庶務係